

有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市条例第 6 号

有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 8 条第 1 項中「、第 8 条」を削り、「、第14条から第17条の 2 まで及び第23条」を「及び第14条から第17条の 2 まで」に改め、同条第 2 項中「対する給与条例第22条」の次に「、第23条第 2 項及び第16条第 2 項第 1 号」を加え、「100分の122.5」を「100分の125」に、「「100分の170」、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を「「100分の95」と、給与条例第23条第 2 項第 1 号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。